

一般競争入札公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の６第１項及び大津市契約規則（昭和４０年規則第３５号。以下「規則」という。）第３条の規定により、次のとおり公告する。

令和７年７月１１日

大津市長 佐藤 健 司

１ 競争入札に付する事項

- (1) 購入する物品 消防吏員防火靴一式
- (2) 納入場所 大津市消防局消防総務課
- (3) 納入期限 令和８年３月２５日
- (4) 購入する物品の概要

品名及び数量は次のとおりとする。なお、詳細については、仕様書のとおり

品名	数量
消防吏員防火靴一式	８４

２ 競争入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は、この公告の日から開札の日までにおいて、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 施行令第１６７条の４第１項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (4) 大津市物品供給等指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 令和７年度大津市物品供給等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (6) 本入札に参加する他の入札参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(ア)にあつては、会社等（会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第２条第７項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

- (ア) 親会社等（会社法第２条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の關係に

ある場合

- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (ウ) (ア)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずるもの

- (イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

- (エ) (ア)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合

(7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（売払人が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、売払人が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の売買契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認めら

れるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

3 入札参加資格の審査の申請の方法、提出先及び受付期限

(1) 申請方法 持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合にあっては、一般書留郵便又は簡易書留郵便によるものとする。

(2) 申請の提出先

ア 持参による申請の場合 大津市御陵町3番1号 大津市総務部契約検査課（市役所本館5階）（電話077-528-2953）

イ 郵送による申請の場合 〒520-0037 大津市御陵町3番1号 大津市役所内郵便局留 大津市総務部契約検査課宛て

(3) 申請の受付期限

ア 持参による申請の場合 令和7年7月31日（木）午後5時

イ 郵送による申請の場合 令和7年7月31日（木）

4 契約条項を閲覧する場所

大津市御陵町3番1号 大津市総務部契約検査課（市役所本館5階）
（電話077-528-2953）

5 競争入札の日時及び場所等

(1) 入札書の提出方法 持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合にあっては、一般書留郵便又は簡易書留郵便によるものとする。

(2) 入札書の提出先

ア 持参による提出の場合 大津市御陵町3番1号 大津市総務部契約検査課（市役所本館5階）（電話077-528-2953）

イ 郵送による提出の場合 〒520-0037 大津市御陵町3番1号 大津市役所内郵便局留 大津市総務部契約検査課宛て

(3) 入札書の到達期限

ア 持参による提出の場合 令和7年8月6日（水）午後5時

イ 郵送による提出の場合 令和7年8月6日（水）

(4) 入札（開札）日時 令和7年8月7日（木）午後2時30分

(5) 入札（開札）場所 大津市御陵町3番1号 大津市役所本館5階 入札室

6 入札保証金に関する事項

規則第5条による。

7 入札無効の要件

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 規則第13条各号のいずれかに該当する入札

(2) 鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札

- (3) 持参により入札書を提出する場合にあっては、第5項第3号アに定める到達期限までに契約検査課で所定の受付手続のなされていない入札
- (4) 郵便により入札書を提出する場合にあっては、次のアからウまでのいずれかに該当する入札
 - ア 一般書留郵便又は簡易書留郵便以外の方法で郵送された入札
 - イ 第5項第3号イに定める到達期限より後に大津市役所内郵便局に到達した入札
 - ウ 大津市役所内郵便局において契約検査課宛て局留分として引渡しがなされなかった入札
- (5) 入札書が同封されていない入札
- (6) 1枚の封筒の中に、複数の案件の入札書等を同封した入札
- (7) 入札金額以外を加除訂正した場合において、当該箇所に訂正印がない入札
- (8) 入札書に物品名の記載のない入札又は入札書に記載された物品名に誤りのある入札
- (9) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (10) 同一入札について、複数の入札書等が提出されたとき。

8 その他必要な事項

入札説明書に記載のとおり

入札説明書

本市が発注する「消防吏員防火靴一式」の一般競争入札に係る事項については、この説明書によるものとする。

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入する物品 消防吏員防火靴一式
- (2) 納入場所 大津市消防局消防総務課
- (3) 納入期限 令和8年3月25日
- (4) 購入する物品の概要

品名及び数量は次のとおりとする。なお、詳細については、仕様書のとおり

品名	数量
消防吏員防火靴一式	84

2 競争入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は、この公告の日から開札の日までにおいて、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (4) 大津市物品供給等指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 令和7年度大津市物品供給等入札参加資格者名簿に登録されている者であること
- (6) 本入札に参加する他の入札参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(ア)にあつては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

- (ア) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (ウ) (ア)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員で

ある取締役

- (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずるもの

(イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(エ) (ア)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合

(7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（売払人が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、売払人が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の売買契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

3 入札参加資格の審査の申請方法

(1) 入札に参加しようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出し、本市の入札参加資格の審査を受けなければならない。なお、第4号の受付期間内に申請書等の提出がない場合は、入札に参加することができない。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書及び誓約書（様式1）

イ 資本関係報告書（様式2）

ウ 業務実績報告書（様式3）

(2) 前号に掲げる書類の様式は天津市ホームページの当該入札公告のページからダウンロードして取得すること。なお、令和7年度天津市物品供給等入札参加申請において、本店から支店、営業所等

へ入札、契約等の一切の権限を委任している場合、様式 1 及び様式 2 の申請者は受任者でもって記名すること。

(3) 申請者は、第 1 号に定める書類を、次号に掲げる入札参加資格の審査の申請の受付期間に受付場所において市長に提出すること。

(4) 入札参加資格の審査の申請の提出先及び受付期限は、次のとおりとする。

ア 申請方法 持参又は郵送により申請すること。なお、郵送の場合にあつては、一般書留郵便又は簡易書留郵便によるものとする。

イ 申請の提出先 (ア) 持参による申請の場合 大津市御陵町 3 番 1 号 大津市総務部契約検査課 (市役所本館 5 階) (電話 0 7 7 - 5 2 8 - 2 9 5 3)

(イ) 郵送による申請の場合 〒520-0037 大津市御陵町 3 番 1 号 大津市役所内郵便局留 大津市総務部契約検査課宛て

ウ 申請の受付期限 (ア) 持参による申請の場合 令和 7 年 7 月 3 1 日 (木) 午後 5 時

(イ) 郵送による申請の場合 令和 7 年 7 月 3 1 日 (木)

(5) 書類の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(6) 提出された書類は返却しない。

4 入札参加資格の審査及び通知

(1) 入札参加資格は提出された書類を審査の上、その結果を令和 7 年 8 月 4 日 (月) 以降に入札参加資格審査結果通知書により通知する。

(2) 審査結果にて入札参加資格を有することを認めた場合でも、開札日までに第 2 項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなったときは、入札者の資格を失うものとする。

(3) 入札参加資格がないと認定された者には、第 1 号の通知書にその理由を付す。

5 契約条項を示す場所及び期間

契約条項を示す書類については大津市総務部契約検査課において閲覧することができる。閲覧期間は、令和 7 年 7 月 1 1 日 (金) から同月 3 1 日 (木) まで (市の休日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時までとする。

6 入札条件

(1) 入札書の提出方法 持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合にあつては、一般書留郵便又は簡易書留郵便によるものとする。

(2) 入札書の提出先 ア 持参による提出の場合 大津市御陵町 3 番 1 号 大津市総務部契約検査課 (市役所本館 5 階) (電話 0 7 7 - 5 2 8 - 2 9 5 3)

イ 郵送による提出の場合 〒520-0037 大津市御陵町 3 番 1 号 大津市役所内郵便局留 大津市総務部契約検査課宛て

(3) 入札書の到達期限 ア 持参による提出の場合 令和 7 年 8 月 6 日 (水) 午後 5 時

イ 郵送による提出の場合 令和 7 年 8 月 6 日 (水)

(4) 入札 (開札) 日時 令和 7 年 8 月 7 日 (木) 午後 2 時 3 0 分

(5) 入札 (開札) 場所 大津市御陵町 3 番 1 号 大津市役所本館 5 階入札室

(6) 入札保証金 大津市契約規則 (昭和 4 0 年規則第 3 5 号。以下「契約規則」という。)

第5条による。なお、当該取扱いについては、審査結果と併せて通知する。

- (7) 予定価格 公表しない
- (8) 最低制限価格 設定しない
- (9) 契約保証金 契約規則第24条による。
- (10) 入札回数 3回までとする。
- (11) 支払条件 一括払とし、全ての納入物品検査合格後、適法な請求を受けた日から30日以内に支払う。
- (12) 落札者の決定方法 落札者は、予定価格の範囲内の価格で最低の価格をもって入札した者とする。
開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合は、くじにより決定する。

(13) 入札に関する注意事項

ア 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札説明会

実施しない。

ウ 質問について

疑義等がある場合には令和7年7月31日（木）午後5時までに質問書（様式4）を、大津市総務部契約検査課へ電子メールにて送信すること。

※電子メール以外の方法によるものは受け付けない。なお、メール送信に当たっては確認のため、送信した旨、契約検査課へ電話連絡すること。

質疑項目がない場合は提出不要。

送信先アドレス otsu1219@city.otsu.lg.jp

電話番号 077-528-2953

質問回答日時 令和7年8月4日（月）午後2時 本市ホームページに掲載

※回答は当該入札参加審査の結果「参加資格有り」の業者からの質問のみに限る。

エ 入札の無効

次の（ア）から（サ）までのいずれかに該当する場合は、無効とする。

- （ア） 契約規則第13条各号のいずれかに該当する入札
- （イ） 鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札
- （ウ） 持参により入札書を提出する場合にあっては、第3号アに定める到達期限までに契約検査課で所定の受付手続のなされていない入札
- （エ） 郵便により入札書を提出する場合にあっては、次のaからcまでのいずれかに該当する入札
 - a 一般書留郵便又は簡易書留郵便以外の方法で郵送された入札
 - b 第3号イに定める到達期限より後に大津市役所内郵便局に到達した入札
 - c 大津市役所内郵便局において契約検査課宛て局留分として引渡しがなされなかった入札
- （オ） 入札書が同封されていない入札

- (カ) 1枚の封筒の中に、複数の案件の入札書等を同封した入札
- (キ) 入札金額以外を加除訂正した場合において、当該箇所に訂正印がない入札
- (ク) 入札書に物品名の記載のない入札又は入札書に記載された物品名に誤りのある入札
- (ケ) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (コ) 同一入札について、複数の入札書等が提出されたとき。

オ 入札の辞退

入札日前日までに辞退届（任意様式）を提出すること。

カ その他

この説明書に記載のない事項は、契約規則及び入札心得による。

7 この入札に関する問合せ先

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

大津市総務部契約検査課調達係 電話 077-528-2953

革製防火靴仕様書

品 名	RU990防水P-4フルキャップ静電 (旧品名:RTU990防水P-4CAP静電)
-----	--

大津市消防局

1. 適用範囲

本仕様書は、火災発生建物への屋内侵入を実施する消防隊員がより安全に消火活動を行う目的で使用する静電気帯電防止、防火性、耐熱性、防水性を有する安全靴(以下「靴」という)について規定する。

2. 製法及び種類

靴の製法は、直接加硫圧着式製法とし、靴の種類はJIS T 8101:2024(安全靴)に規定する革製(C I)の超重作業用(U)とし、付加的性能として、耐踏抜き性(P)、かかと部の衝撃エネルギー吸収性(E)、耐滑性(F2)、耐水性(W)、靴底の高温熱伝導性(HI1以上)、表底の耐高熱接触性(H)及び表底の耐燃料性(BO)を有し、且つ、JIS T 8103:2024 に規定する一般静電安全靴:環境区分1(ED-P/C1)とする。

なお、JIS 種類表示は“JIS T8103 (ED-P/C1)/C I /U/P3/F2/W/HI1”とする。

また、総務省消防庁消防・救急課より令和 4 年 3 月に改定された「消防隊員個人装備に関わるガイドライン」に記載される「防火靴に求められる性能等」(表-7)に適合。

3. 形 式

靴の形式は、甲部面ファスナー止め付ゴムひもタイプ外羽根式長編上靴とする(図-2)。

4. 各部の名称及び主要材料

各部の名称は、図-3、4及び表-8による。

主要材料は以下による。

4.1 甲 被

甲被は、厚さが均等で、傷などの欠点がなく、クロムなめし法により製造し、JIS T 8107:2020(安全靴・作業靴の試験方法)に記載される試験方法によって試験したとき、表-1に適合した防水型押し(牛・クロム革)を用いる。

表-1

項 目		規 格	試 験 方 法
厚さ	mm	1.5以上	JIS T 8107:2020 6.1 による
銀面割れ	高さ mm	6.0以上	JIS T 8107:2020 6.4 による
	荷重 N	150以上	

4.2 表 底

表底接地部(アウトソール)は、滑り止め効果のある形状を有したクリート付き表底とし、JIS T 8107:2020 に記載される試験方法によって試験したとき、表-2に適合した合成ゴムを用いる。

表-2

項 目		規 格	試 験 方 法
引張特性	引張強さ N/mm^2	14以上	JIS T 8107:2020 7.4 による
	伸び %	300以上	
引裂強さ	N/mm	35以上	JIS T 8107:2020 7.3 による
耐老化性	引張強さの変化 %	-20~+20	JIS T 8107:2020 7.6 による
表底の耐燃料油性	体積変化率 %	-12~+12	JIS T 8107:2020 7.7 による

4.3 甲縫糸

甲縫糸は、太さ及びより方が均等で、使用目的に適合した耐熱性合成繊維糸を用いる。

4.4 先 芯

先芯は、表面をすべて平滑に仕上げ、へり及び角に丸みを付け、全面にわたってさび止めを施した鋼製で、JIS T 8107:2020 の 5.2.1(先芯の内部長寸法の測定)、5.2.2(先芯の高さ及び下辺折り曲げ部分の水平な底辺の幅の測定)及び 5.2.3.1(金属製先芯の耐食性試験)に適合したものをを用いる。

4.5 中 底

中底は、導電性を有し、柔軟性及び吸湿性のある合成材を用いる。

4.6 防水中素材

防水中素材は、防水透湿フィルムを不織布もしくは編み物でラミネートした積層品を袋状に縫製し、導電構造を有したものとし、表-3に適合するものを用いる。

表-3

区分		規格	試験方法
厚さ mm		1.5以下	JIS L 1996 A 法による
耐水度 kPa	初期	350以上 (裏面接水、目皿使用)	JIS L 1092 B 法による (人工汗液、軽油、灯油及びガソリンについては、それぞれ24時間浸漬後、釣り干し乾燥後、試験を行う。)
	20 洗後 ⁽¹⁾		
	人工汗液 ⁽²⁾		
	軽油		
	灯油		
	ガソリン		
乾熱処理 (JIS L 0890、180℃・5 分)			
透湿度 g/m ² ・hr		200以上	JIS L 1099 B-2 法による
引張強さ N	縦	250以上	JIS L 1096 による
	横		
引裂強さ N	縦	20以上	JIS L 1096 D 法による
	横		
摩耗強さ ⁽³⁾ 回	乾燥(表面)	200,000以上	JIS L 1096 E 法 (押圧荷重 12.0±0.3kPa)
	湿潤(表面)	100,000以上	
	乾燥(裏面)	80,000以上	JIS L 1096 E 法 (押圧荷重 12.0±0.3kPa)
	湿潤(裏面)	40,000以上	
耐湿潤屈曲性		漏水がないこと。 層間にはがれないこと。	上部開閉式であり連続 100hr の稼働に耐え得る洗濯機に水を入れ、試料及び負荷布を投入し、連続水洗を 100hr 行う。水洗後乾燥を行い、JIS L 1092 A 法に規定する耐水度試験装置で幅方向 5 点に 20 kPa 水圧を加え、漏水の有無を評価する。
目止め部 耐水度 kPa	初期	350以上 (裏面接水、目皿使用)	JIS L 1092 B 法による
	20 洗後 ⁽¹⁾		

注⁽¹⁾: JIS L 0217 103 法(タンブル乾燥)に基づく洗濯処理を20回繰り返し実施後に試験実施

注⁽²⁾: JIS L 0848 D 法に規定された人工汗液の5倍濃度のものを使用する。

注⁽³⁾: 表面については、孔が空いたときを、裏面については、2本以上の糸が切れたときをエンドポイントとする。

4.7 踏抜き防止板

踏抜き防止板は、JIS T 8107:2020 に記載の試験方法によって試験したとき、表-4に適合する金属製踏抜き防止板を用いる。

表-4

項 目	規 格 値	試 験 方 法
耐食性	腐食域が5つ未満、且つ、それぞれ2.5mm ² 以下	JIS T 8107:2020 5.7.3.1 による
耐屈曲性	1×10 ⁶ 回屈曲後、目視可能な亀裂、剥離跡がないこと	JIS T 8107:2020 5.7.3.3 による

5. 構造及びサイズ

5.1 構造

靴は、人体に帯電する静電気を低温低湿度環境下でも安定して靴底から漏洩させる性能を有した構造で、下記の特徴をもつ長編上タイプとする。

- (1) つま先に耐衝撃 200J 対応鋼製先芯を装着。
- (2) つま先損傷を保護するためのトゥキャップゴム(表底と一体に成形)付き。
- (3) 防水中素材を内装することにより防水機能および透湿機能を付与。
- (4) 足首付近(中底面より高さ100mm以上)まで切創防止材を内装。
- (5) 履き口部に大きなプルストラップを取り付ける。
- (6) 表底全体は、加熱一体成形された発泡ゴムと無発泡ゴムの2層構造とする。
- (7) 表底接地部(アウトソール)は、JIS T 8101:2020 に表底材として規定された性能を有し、耐熱性に優れた無発泡合成ゴム製とし、底意匠は耐滑性、屈撓性、泥詰まり防止を加味したものとし、交換時期の目安になる様スリップサイン(3ヶ所)を付与する(図-3)
- (8) 表底(ミッドソール)は、クッション性および耐熱性に優れた発泡ゴム製とする
- (9) 表底の不踏部・踵部には、優れた耐摩耗性を有する無発泡合成ゴムを使用する。
- (10) 中底と表底の間に、ステンレス踏抜防止板を内装する
- (11) ベロ裏に氏名を記入できる片布付(図-1)

5.2 サイズ

靴のサイズは、JIS S 5037:1998(靴のサイズ)に規定するEEEを準用し、表-5のとおりとする。

表-5

単位 cm

22	22.5	23	23.5	24	24.5	25	25.5	26	26.5	27	27.5	28	28.5	29	30
----	------	----	------	----	------	----	------	----	------	----	------	----	------	----	----

6. 完成品の性能

6.1 耐衝撃性及び耐圧迫性

靴の耐衝撃性及び耐圧迫性は、JIS T 8107:2020 の 5.3 耐衝撃性の試験方法及び 5.4 耐圧迫性の試験方法によって試験したとき、表-6に適合すること。

6.2 甲被と表底の剥離抵抗

靴の甲被と表底の剥離抵抗は、JIS T 8107:2020 の 5.1 甲被と表底との剥離抵抗の測定方法によって試験したとき、表-6に適合すること。

6.3 耐踏抜き性

靴の耐踏抜き性は、JIS T 8107:2020 の 5.7.1 金属製踏抜き防止板を装着した靴の耐踏み抜き性の試験方法によって試験したとき、表-6に適合すること。

6.4 かかと部の衝撃エネルギー吸収性

靴のかかと部の衝撃エネルギー吸収性は、JIS T 8107:2020 の 5.10 かかと部の衝撃エネルギー吸収性の試験方法によって試験したとき、表-6に適合すること。

6.5 耐滑性

靴の耐滑性能は、JIS T 8107:2020 の 5.14 耐滑性の試験方法によって試験したとき、表-6の規定に適合すること。

6.6 耐水性

耐水性は、JIS T 8107:2020 の 5.11 の耐水性の試験方法によって試験したとき、表-6に適合すること。

6.7 靴底の耐熱伝導性

耐熱伝導性は、JIS T 8107:2020 の 5.9.1 の靴底の高温熱伝導性の試験方法によって試験したとき、表－6に適合すること。

6.8 表底の耐高熱接触性

表底(アウトソール)の耐高熱接触性は、JIS T 8107:2020 の 7.8 の耐高熱接触性の試験方法によって試験したとき、表－6に適合すること。

6.9 帯電防止性能

靴の帯電防止性能は、JIS T 8103:2020 の 9.1 によって試験したとき、測定値では15秒値と1分値の両方で、靴1個当たりの電気抵抗(R)が表－6に適合すること。

また、JIS T 8103:1983 の第2試験方法によって試験したとき、靴1個当たりの電気抵抗(R)が表－6に適合すること。

6.10 浸水性(防水性能)

靴の防水試験は、完成品を深さ10cmの水中に2時間浸漬したとき、表－6に適合すること。

表－6

項 目	規 格														
耐衝撃性 (試験条件:200J) 及び 耐圧迫性 (試験条件:15kN)	<table><tr><th>サイズ(足長)</th><th>すき間(mm)</th></tr><tr><td>23以下</td><td>12. 5以上</td></tr><tr><td>23. 5～24. 5</td><td>13. 0以上</td></tr><tr><td>25～25. 5</td><td>13. 5以上</td></tr><tr><td>26～27</td><td>14. 0以上</td></tr><tr><td>27. 5～28. 5</td><td>14. 5以上</td></tr><tr><td>29以上</td><td>15. 0以上</td></tr></table>	サイズ(足長)	すき間(mm)	23以下	12. 5以上	23. 5～24. 5	13. 0以上	25～25. 5	13. 5以上	26～27	14. 0以上	27. 5～28. 5	14. 5以上	29以上	15. 0以上
	サイズ(足長)	すき間(mm)													
	23以下	12. 5以上													
	23. 5～24. 5	13. 0以上													
	25～25. 5	13. 5以上													
	26～27	14. 0以上													
	27. 5～28. 5	14. 5以上													
29以上	15. 0以上														
※すき間…中底と先芯とのすきま															
甲被と表底の剥離抵抗	甲被と表底の剥離抵抗が300N以上														
耐踏抜き性	くぎが貫通したときの力が1100N以上														
かかと部の 衝撃エネルギー吸収性	吸収エネルギーが20J以上														
耐滑性	動摩擦係数が0. 30以上														
耐水性	80分後に靴の中に目視で確認できるような著しい水の浸透がない事														
表底の耐高熱接触性	溶融なく、屈曲による亀裂が発生しない事														
靴底の耐熱伝導性	靴内部温度が22℃上昇するまでの時間が20分以上														
帯電防止性能	JIS T 8103:2024 の 9.1 によって試験したとき、 靴1個当たりの電気抵抗(R)が、 測定温度 23±2℃、相対湿度 12±3%(環境区分1)において、 1.0×10 ⁵ ≤R≤1.0×10 ⁸ Ω (0.1≤R≤100 MΩ) 測定温度 0+2℃(相対湿度を定めない)において、 1.0×10 ⁵ ≤R≤1.0×10 ⁹ Ω (0.1≤R≤1000 MΩ)														
	JIS T 8103:1983 の第2試験方法によって試験したとき、 靴1個当たりの電気抵抗(R)が、 1.0×10 ⁵ <R<1.0×10 ⁸ Ω (0.1<R<100MΩ)														
浸水性	10cm 2時間 浸水なし														

表-7

試験項目	規格値	試験方法
耐炎性	試験片上端・両端への火炎伝ばなし 残炎時間の平均値 ≤ 2 秒 残じん時間の平均値 ≤ 2 秒 試験後、甲被材の厚さの1/2に届く亀裂、試料厚さの1/2に影響する甲被の着火及び熔融、甲被の縫い目からの部品分離、表底に長さ10mm以上×深さ3mm以上、甲被と表底に長さ15mm×幅(深さ)5mm以上の剥離、ファスナー開閉不良がないこと	靴の甲部を対象に ISO 15025:2016 の A 法又は JIS T 8022:2006 による
熱伝達 (接触熱)	10 分後の靴内部の温度 $< 42^{\circ}\text{C}$ 20 分後に著しい硬化なし 表底の亀裂、甲被と表底の剥離、目視で分かる大きな変形不可	ISO 20344:2011 の 5.12 による サンドバス温度 250°C
熱伝達 (放射熱ばく露)	放射熱伝達指数 RHTI24 の平均値 ≥ 40 秒	ISO 6942:2002 の B 法による 放射熱による付加熱量 20kw/m^2
甲被の引張抵抗	甲被の引張抵抗 $\geq 15\text{N/mm}^2$	ISO 20344:2011 の 6.4.1 による
甲被の引裂強さ	甲被の引裂強さ $\geq 120\text{N}$	ISO 20344:2011 の 6.3 による
べろの引裂強さ	べろの引裂強さ $\geq 36\text{N}$	ISO 20344:2011 の 6.3 による
表底の引裂抵抗	密度 0.9g/cm^3 以下の材料の引裂抵抗 $\geq 5\text{kN}$ 密度 0.9g/cm^3 を超える材料引裂抵抗 $\geq 8\text{kN}$	ISO 20344:2011 の 8.2 による
表底の耐摩耗性	密度 0.9g/cm^3 以下の材料の相対減量 $< 250\text{mm}^3$ 密度 0.9g/cm^3 を超える材料の相対減量 $< 150\text{mm}^3$	ISO 4649:2010 の手順 A 法による
表底の耐屈曲性	亀裂 $\leq 4.0\text{mm}$	ISO 20344:2011 の 8.4 による 屈曲回数 30,000 回
踏抜き防止板の耐屈曲性※	目に見える亀裂がないこと	ISO 20344:2011 の 8.4 による 屈曲回数 30,000 回 屈曲試験は表底の屈曲と同時に行う※
耐踏抜き性	踏抜き力 $\geq 1,100\text{N}$	ISO 20344:2011 の 5.8 による
はく離抵抗	はく離抵抗(接着力) $\geq 4.0\text{N/mm}$ 靴底材料自体のはく離となった場合、はく離抵抗(接着力) $\geq 3.0\text{N/mm}$	ISO 20344:2011 の 5.2 による
つま先部の耐衝撃性	最小隙間寸法が ISO 20345:2011 の表 6 に適合すること	ISO 20344:2011 の 5.4 による 衝撃エネルギー $200\text{J} \pm 4\text{J}$
つま先部の耐圧迫性	最小隙間寸法が ISO 20345:2011 の表 6 に適合すること	ISO 20344:2011 の 5.5 による 圧迫荷重 $15\text{kN} \pm 0.1\text{kN}$
かかと部の衝撃エネルギー吸収性	衝撃エネルギー吸収性能 $\geq 20\text{J}$	ISO 20344:2011 の 5.14 による
耐滑性	1)ISO 13287:2012 の場合 動摩擦係数 ≥ 0.18 2)JIS T 8101 : 2020 の場合 動摩擦係数 ≥ 0.20	ISO 13287:2012 又は JIS T 8101 : 2020 の 6.2.8 による ただし、床条件はグリセリン水溶液を塗布したステンレス板、試験条件は水平な前方向への滑りとする
耐水性	試験後に靴の内側の濡れた領域の合計が 3cm^2 未満	ISO 20344:2011 の 5.15.2 による 靴の甲被と表底の継目より 20mm 上の位置までタンク内に水を満たし、60 回/分の屈曲を 80 分間実施する

表-7(つづき)

試験項目	規格値	試験方法
甲被の透湿性	1)ISO 20344:2011 の場合 透湿度 $\geq 0.8\text{mg}/\text{cm}^2\cdot\text{h}$ 透湿係数 $\geq 15\text{mg}/\text{cm}^2$ 2)JIS K 6549 の場合 透湿度 $\geq 0.8\text{mg}/\text{cm}^2\cdot\text{h}$	ISO 20344:2011 の 6.6 及び 6.8 又は JIS K 6549 による
甲被の水浸透性と吸水性	1)ISO 20344:2011 6.1.3 水浸透性(60 分後における吸水布の質量増加) $\leq 0.2\text{g}$ 吸水率 $\leq 30\%$ 2)JIS K 6557-6 吸水率 $\leq 30\%$	ISO 20344:2011 の 6.1.3 又は JIS K 6557-6:2016 による
表底の耐油性	体積増加率 $\leq 12\%$ 浸せきにおいて 1.0%以上収縮、又は硬度が 10 以上硬化した材料は ISO 4643:1992 の付属書 C に従い、150,000 回屈曲後の亀裂成長を記録	ISO 20344:2011 の 8.6.1 による 試験手順は ISO 1817:2011 の 8.3 の一般手順による 硬度計はショア A 又はデュロメーターを使用
静電気帯電防止性	23℃のとき、電気抵抗値が $1.0 \times 10^5 \Omega$ 以上、 $1 \times 10^8 \Omega$ 以下 0℃のとき、電気抵抗値が $1.0 \times 10^5 \Omega$ 以上、 $1 \times 10^9 \Omega$ 以下	JIS T 8103:2010 の環境区分 C2 による 試験温度は 23℃及び 0℃
甲被の 6 価クロム含有量	6 価クロム $< 3.0\text{mg}/\text{kg}$	ISO 20345:2011 の 6.11 による

7. 品質及び外観

靴は、仕上げが良好で、形状が均整かつ堅固なもので、使用上有害な、傷、斑点、汚れ、その他著しく外観を損なうような欠点がないものとする。

8. 検査及び試験

8.1 帯電防止性能検査

靴の帯電防止性能検査は、JIS T 8103:2024 の 9.1 に規定する試験方法によって抜取検査を行うと共に、JIS T 8103:1983 の第2試験方法によって全数検査を行う。

8.2 材料及び完成品検査

材料及び完成品についての検査は合理的な方法によって行い、試験は JIS T 8107:2020 の規定により行う。

9. 包装

靴は、1足ずつ個装箱に詰める。

10. 表示

10.1 製品

靴には、社標、サイズ、JIS マーク、JIS 認証機関名又はその略号、JIS 規格による種類又はその略号、JIS 認証番号、製造業者名又はその略号、製造年月又はその略号等を表示する。

べろ裏には、図-1の氏名片布を付ける。

Figure 1 shows the dimensions of the form. The form is 45 units wide and 30 units high. The top header section is 7 units wide. The main content area is divided into two rows: the top row is 15 units high and the bottom row is 15 units high. The form contains a table with two columns and two rows. The first column contains the text '所属' (Affiliation) and '氏名' (Name). The second column is empty.

表-8

単位 mm

No.	名 称	使 用 材 料	備 考
1	先 革	防水型押し(牛・クロム革) 黒	厚さ 1.7 標準
2	腰 革	〃 〃	〃
3	市 革	〃 〃	〃
4	バンド革	〃 〃	〃
5	プルストラップ	〃 〃	〃
6	べろ革	防水牛ソフト革 〃	厚さ 1.1 標準
7	履口革	〃 〃	〃
8	甲ゴムカバー革	〃 〃	〃
9	先 裏	綿、合成繊維混紡帆布	
10	インボケ	〃	
11	甲ゴム	人絹博多織ゴム 〃	幅 50 標準
12	防水中素材	合成材積層材 灰	導電構造
13	面ファスナー	合成樹脂製 黒	
14	べろクッション	ウレタンスポンジ	厚さ 3.0 標準
15	履口クッション	〃	〃
16	切創防止材	アラミド繊維	厚さ 1.5 標準
17	はとめ	真鍮製 黒	#300 丸 黒天塗
18	レースライダー	〃 〃	ナイロンコーティング
19	リベット	〃 〃	ニッケルめっき／黒天塗
20	月形しん	皮革繊維再生複合材	
21	甲縫糸	耐熱性合成繊維糸 生地色	#20 番手相当
22	トウキャップ縫糸	アラミド繊維糸 黒	
23	中 底	導電性合成材	
24	先 芯	鋼製	耐衝撃性 200J 対応
25	踏抜防止板	ステンレスバネ鋼	厚さ 0.4 以上
26	表底 (ミッドソール)	静電気拡散性発泡合成ゴム 黒	
27	表底接地部 (アウトソール)	静電気拡散性耐油性合成ゴム 〃	表-2による、スリップサイン3ヶ所
28	表底不踏部・踵部	〃 〃	〃、耐摩耗配合
29	トウキャップ	耐油性合成ゴム 〃	耐摩耗配合
30	中 敷	合成材全敷(切創防止材付)	導電構造、抗菌・防臭加工
31	靴ひも	ゴムひも 黒	長さ 900 径5 標準
32	クイックアジャスター	合成樹脂製 〃	
33	靴ひもストッパー	〃 〃	
34	氏名片布	綿布	
35	織ネーム	合成繊維製	GORE-TEX ロゴ

※図-3・4に内部構造の為、記載されていない項目があります(No9、10、12、13、14、15、16、20、23、24、24、30、34)。

図-3 外 観

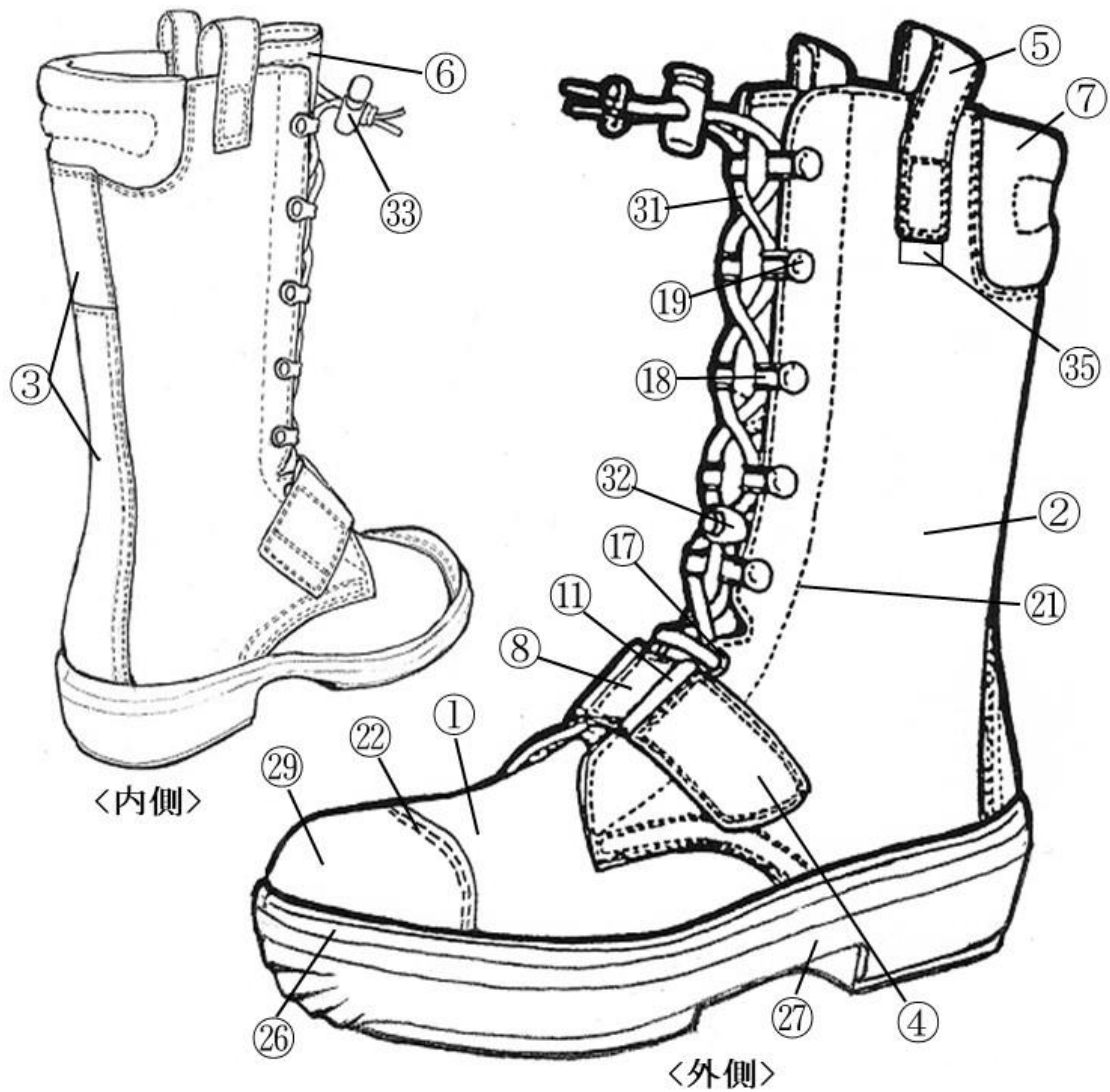
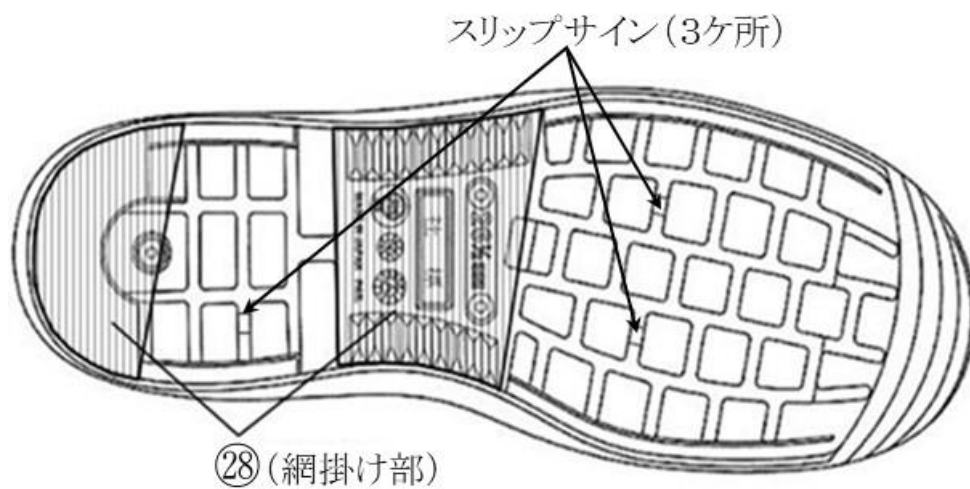


図-4 底意匠



但し、図による各部の形状は多少の相違を認めるものとする。